

施策4-①	
地域社会で支える子育て	
目指す姿	子育てを地域の中で見守る意識が醸成され、子育て家庭が孤立することなく、地域の中で安心して子育てができ、生き生きと子どもが育っています。
施策の現状と課題(前期基本計画)	方向性I 地域の中でゆるくつながる仕組みづくり
<p>・子どもや子育て家庭と地域とのつながりの希薄化による孤立化が社会的な課題となっており、妊娠期から子育て期までにおける保護者同士の交流等の社会との関わり合い、地域で支え合う仕組みの構築が求められています。また、地域での子育て支援の拠点を整備するために、子ども家庭支援センターの機能の拡充を図り、センターを中心に、地域で連携した子育て家庭への支援を行っていく必要があります。</p> <p>・孤立した環境による子育てが、親の不安・負担感を増大させ、誰も気付かないうちに虐待に向かってしまうこともあることから、親の居場所等を含めて、虐待を地域の問題として捉え、社会的にサポートしていく体制を整備していく必要があります。</p>	<p>・出産・子育てに対する不安や負担感の軽減を図るとともに、各家庭や地域、関係機関等がそれぞれの立場を超えて多様なつながりが持てるよう、妊娠期等の早期の段階から、地域における仲間づくりや交流の機会の確保等を支援していきます。</p> <p>・子育て家庭が社会から孤立することがないように、地域での子育て意識の醸成を図るとともに、子ども家庭支援センターにおいて、子育てひろばを活用した保護者同士の交流促進や、市内各児童館で実施している子育てひろば等との連携、地域人材の育成や活動促進等、機能の拡充を図ります。また、子育て家庭の地域における多様な居場所づくりを推進します。児童虐待については、未然防止に向けた支援やその兆候を逃さず捉えるため、関係機関や地域が連携したネットワークの構築等、体制の整備を進めていきます。</p>
現状	課題
<p>・子どもの孤食を減らすとともに、安心できる居場所づくり及び保護者への子育て支援を目的として、地域で子ども食堂を運営している団体に運営費の補助を行っています。(子ども政策課)</p> <p>・子育て中の親子の交流や子育てに関する不安等の解消のため、参加型等を含めた各種講座を開催しています。(子ども政策課)</p> <p>・関係機関と緊密な連携を図るため、年に3回、要保護児童対策地域協議会を実施し、グループワークなどを通じて事業所間の顔と顔の見える関係づくりを行っています。(子ども発達支援課・教育支援課)</p> <p>・子育てひろば事業を実施し、仲間づくりや交流の場、子育て家庭の相談の場として機能しています。(児童育成課・子ども発達支援課)</p>	<p>・孤立した環境による子育てにより引き起こされる親の不安感・負担感等を軽減するため、親支援とともに、地域で子育てを支えていく取組を推進していく必要があります。(子ども政策課)</p> <p>・子育てひろばにおいて、相談に訪れていただいた方の居場所になるとともに、児童福祉と母子保健の一体的な支援に向け各施設と連携を深める必要があります。(児童育成課・子ども発達支援課)</p>

参考指標

・地域の中で子どもを育てる取組・活動が活発であると感じている市民の割合(%)

【目標値(62.0)】

(H30) (R2) (R3) (R4)


56.5 → 38.6 → 42.3 → 38.4

・子育てひろば年間利用者数(人)

【目標値(37,800)】

(H30) (R2) (R3) (R4)

25,827 → 14,135 → 16,513 → 20,276

<p style="text-align: center;">施策の現状と課題(前期基本計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孤立した環境による子育てが、親の不安・負担感を増大させ、誰も気付かないうちに虐待に向かってしまうこともあることから、親の居場所等を含めて、虐待を地域の問題として捉え、社会的にサポートしていく体制を整備していく必要があります。 ・子どもの貧困への支援として、各種福祉・子育て施策とともに、市内で実施している子ども食堂への補助等を行っています。子育て家庭への食の支援とともに、子育て家庭の居場所や地域との接点としての役割も担っていることから、地域で活動している団体と市が連携して、それぞれの子育て家庭に応じた支援や親子の居場所づくりを進めていく必要があります。 	<p style="text-align: center;">方向性2 地域で支え合う子ども・子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの育ちや発達、虐待、いじめ、不登校、経済的な問題等、様々な不安・悩みを抱える子どもや家族・保護者が地域からの見守りや支えを得て、孤立せず、安心して生活していけるよう、各支援機関等と連携して子ども・子育て支援の充実を図ります。 ・子育て中の保護者同士の交流や地域での世代を超えた支え合いの意識の醸成を図り、遊びや学びを通じた子育ての楽しさを感じる環境整備を進めていきます。また、ファミリー・サポート・センター事業の周知等、市民による子育ての相互援助活動を推進します。 ・地域住民やNPO等と連携し、子どもが安心して生活できる環境や地域での居場所づくりを支援する等、地域における子育て家庭への支援を推進していきます。
	
<p style="text-align: center;">現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が保育サービスを円滑に利用できるよう保育サービスコーディネーターを配置し、相談・情報提供を行っています。(子ども政策課) ・子育て中の方への情報発信ツールの一つとして、子育てポータルサイトの運用を行っています。令和6年2月にサイトをリニューアルし、子育て世代の価値観や生活スタイルの変化に合わせ、スマートフォンを中心として子育て世代により身近に寄り添えるコンテンツへの再構築を行いました。(子ども政策課) ・ファミリー・サポート・センターでは、住民同士による子育て支援活動を行っています。(子ども発達支援課) ・公立保育園での園庭開放や育児相談において、必要に応じ子育て家庭へ相談等を実施しています。(児童育成課) 	<p style="text-align: center;">課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孤立した環境での子育てにより引き起こされる親の不安感・負担感等を軽減するため、各種情報の提供などの親支援とともに、同世代と関わりながら成長できる機会の提供など地域で子育てを支えていく取組を推進していく必要があります。(子ども政策課・児童育成課) ・ファミリー・サポート・センター協力を増やすため制度の周知や協力会員の負担や不安を軽減する取組を行う必要があります。(子ども発達支援課)
<p>参考指標</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センター事業会員数(人) 【目標値(1,400)】 (H30) (R2) (R3) (R4) 1,345 → 1,265 → 1,235 → 1,239 	

施策4-②	
子どもの居場所づくりと成長の支援	
目指す姿	子どもが抱える様々な悩み・問題に対する適切な支援や地域の中での居場所の充実が図られ、地域や社会との関わりを自覚しながら、自分らしく成長しています。

施策の現状と課題(前期基本計画)	方向性I 放課後の活動場所の充実
<p>・待機児問題は、保育園のみならず学童クラブにおいても発生しています。学童クラブの需要見込みに対応するため、岩戸児童センター内にある小学生クラブの拡充や、第五小学校放課後クラブ及びKoKoAの移転拡充、北部児童館(こまっこ児童館)内への小学生クラブの新設等を行いました。今後も更なる拡充が求められています。</p> <p>・平成31(2019)年度に市内で3館目の児童館となる北部児童館(こまっこ児童館)を開館し、新たな居場所の拡充を図りましたが、児童館の機能として、子どもや青少年の居場所、健全育成支援の拠点として今後も充実が求められています。また、障がいのある子どもや学校に通えない子どもも含めて、それぞれの居場所を確保していく必要があります。子どもが自由に遊べる場についても、子どもがのびのびと成長していくために、場の確保が求められています。</p>	<p>学童クラブの施設整備を進めるほか、公立学童保育所については、開所時間の延長等、学童保育のサービス拡充に向け、民間委託も含めた公立学童保育所のあり方を検討していきます。施設整備に当たっては、中長期的な視点から将来的な人口減も考慮した上でを行います。</p>
→	
↓	
現状	課題
・申込者数の増加により、待機児童が発生していることから、学童クラブの施設整備を行うことで受け入れ体制を強化しています。(児童育成課)	・学童保育のサービス拡充に向けて、民間委託等の手段の検討を進める必要があります。(児童育成課)
参考指標	
<p>・学童クラブ入所待機児童数(人)</p> <p>【目標値(0)】</p> <p>(H30) (R2) (R3) (R4)</p> <p>76 → 13 → 151 → 124</p>	

施策の現状と課題(前期基本計画)	方向性2 居場所づくりの推進
<p>・平成31(2019)年度に市内で3館目の児童館となる北部児童館(こまっこ児童館)を開館し、新たな居場所の拡充を図りましたが、児童館の機能として、子どもや青少年の居場所、健全育成支援の拠点として今後も充実が求められています。また、障がいのある子どもや学校に通えない子どもも含めて、それぞれの居場所を確保していく必要があります。子どもが自由に遊べる場についても、子どもがのびのびと成長していくために、場の確保が求められています。</p>	<p>・全ての子どもが地域から孤立することがないように、障がいのある子どもや学校に通えない子ども等を含めて、関係部署や地域が連携して必要な支援や地域での居場所の確保を図るとともに、周知を行います。また、青少年の健全育成の拠点として、様々な子どもの育ちの支援や居場所としての児童館機能の充実を図るとともに、多様な施設による居場所づくりを推進します。</p> <p>・地域の中で子どもがのびのびと遊ぶことができるよう、プレーパーク等の既存施設の活用や地域の中での遊び場の確保に努めます。</p>
→	→
↓	↓
現状	課題
<p>・地域におけるサードプレイスの確保の一助とするため、地域の活動団体とともに子どもの居場所事業を令和5年度より実施しています。(子ども政策課)</p> <p>・不登校傾向や不登校で悩んでいる児童・生徒保護者向けに相談窓口、医療機関、フリースクールや居場所等を記載したパンフレットを作成し、周知を図っています。また、教育委員会ホームページにも掲載しました。(教育支援課)</p> <p>・身近な居場所として児童館において、様々なイベント等を実施しています。(児童育成課)</p> <p>・プレーパークにおいては、コロナ禍においても屋外の施設であったため、利用者数が拡大し、様々な子どもたちの居場所として機能しています。(児童育成課)</p>	<p>・子どもが地域から孤立することがないように、様々な状況にある子どもたちが、それぞれの特性にあった居場所と感ぜられる場所が地域に点在するなど、地域の子どもの居場所を確保していく必要があります。また、不登校児童・生徒が通う居場所には専門職等による心理面のサポートが必要です。(子ども政策課・教育支援課)</p> <p>・相談に繋がらない不登校児童・生徒及び保護者に対しては、学校と関係機関が連携しながら支援体制を構築していく必要があります。(教育支援課)</p> <p>・利用者が毎年増え続けている施設に関しては、管理を行う職員の体制強化を行うために、管理運営体制の見直しが必要です。(児童育成課)</p>
参考指標	
<p>・プレーパーク年間利用者数(人)</p> <p>【目標値(13,000)】</p> <p>(H30) (R2) (R3) (R4)</p> <p>11,593 → 10,421 → 13,822 → 13,900</p>	

<p>施策の現状と課題(前期基本計画)</p>	<p>方向性3 成長や発達に応じた育ちの支援</p>
<p>・発達に多様性のある子どもたちへの支援については、発達段階に応じて支援者が変わることがあります。子どもの育ちを支援し、自分らしく成長するためには、早期から発達の特長や段階に応じて切れ目のない支援を行うとともに、一貫した支援体制の確立が求められています。</p>	<p>→</p> <p>地域における中核的な支援機関である児童発達支援センターを中心とした関係機関との連携により、発達に多様性のある子どもたちを地域の子どもの一人として、その育ちを支援していきます。また、地域の理解を深めるとともに、早期療育と療育の場を含めた個に応じた育ちの充実を図ります。</p>
<p>↓</p>	
<p>現状</p>	<p>課題</p>
<p>・児童発達支援センターでは0歳児から18歳未満の発達等に障がいがある子どもの療育、相談支援、計画相談を行っています。また、障がい児理解を促進するため市民向けに研修会の実施やスタッフが事業者連絡会に出席するなど関係機関との連携づくりに努めています。(子ども発達支援課)</p> <p>・あいとぴあ子ども発達教室「ばる」では、児童発達支援センターと連携を図りながら未就学児童の療育や協働事業(就学ガイダンス、ペアレント対象事業等)を行っています。(子ども発達支援課)</p>	<p>・児童発達支援センターの利用待機者については、他の児童発達支援事業所の紹介や心理士、PT、OT、STなどの専門職が継続的に相談に応じるなど切れ目のない支援を行う必要があります。(子ども発達支援課)</p>

<p>施策の現状と課題(前期基本計画)</p>	<p>方向性4 子どもの権利擁護と支援体制の充実</p>
<p>・発達に多様性のある子どもたちへの支援については、発達段階に応じて支援者が変わることがあります。子どもの育ちを支援し、自分らしく成長するためには、早期から発達の特長や段階に応じて切れ目のない支援を行うとともに、一貫した支援体制の確立が求められています。</p> <p>・子どもの自殺やひきこもり等が近年社会問題化している中、それぞれが抱える悩みに対する支援を行うため、こまねチャイルドラインやフリースクールへの補助等を行っていますが、更なる支援体制を構築するため、子どもに対する相談窓口や支援体制の充実を図っていく必要があります。また、子どもの虐待やいじめが全国各地で起こり、社会問題となっています。多様性を認め合い、子どもが自分らしく生きていくために、虐待やいじめ、障がいや外国籍等を背景とした差別等、子どもが受ける様々な人権侵害から子どもを守る必要があります。</p>	<p>→</p> <p>・生きづらさを抱える全ての子どもが自分らしく生きていけるよう、気軽に相談ができる体制や個々の状況に応じた適切な支援体制の整備を進め、早期に発見し、支援につなげられるよう努めます。</p> <p>・子どもの置かれている状況を把握し、虐待を受けた子どもの生命・安全を確保することを最優先に関係機関と連携した迅速・適切な対応を行います。また、子どもの権利擁護として、社会参加への支援や、子ども自身を含む市民全体への子どもの権利擁護の啓発、意識の醸成を図ります。</p>
<p>現状</p>	<p>課題</p>
<p>・子どもが悩みを相談できる場として、市・東京都・法務局が実施している相談先の情報を市ホームページで周知しています。また、学校におけるいじめや体罰、家庭内での虐待などの問題に対する法務省の全国的な取組として、小・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布しました。(政策室)</p> <p>・令和4年度から様々な状況から生きづらさを抱える若者を対象とした若者相談事業を開始し、定期的な相談の場を設けています。(子ども政策課)</p> <p>・主権者教育の一環として地域課題解決型子ども議会事業を実施し、子どもの意見表明の場の確保や主権者としての育成を図りました。(子ども政策課)</p> <p>・将来の市の子育て施策全般の指針になるものとして、子どもたちの権利の保障や、心も体も健やかに育つ環境整備のために、その理念を市全体で共有する仕組みとなる(仮称)子ども条例の制定を検討していきます。(子ども政策課)</p> <p>・教育支援センターでは、就学時から18歳未満までの子どもの教育等(家庭や生活環境を含む。)に関する相談を受けています。(教育支援課)</p> <p>・子ども家庭支援センター(子ども発達支援課を含む。)では学校、子育て支援機関、医療機関や児童相談所等と連携をしながら児童虐待の早期発見、早期対応を行っています。(子ども発達支援課)</p> <p>・狛江市いじめ問題対策委員会を2回開催し、事例やいじめに係る統計資料を基に弁護士や児童相談所、警察等を交え意見交換を行い、いじめの未然防止や対応について協議を実施しました。(指導室)</p>	<p>・子ども向けの相談先が数多くあるということを、当事者である子ども達により広く周知することが課題です。(政策室)</p> <p>・令和7年度に施行予定の(仮称)子ども条例について、その理念を市全体で共有できるように、子どもを含めた市全体への普及啓発や条例の適切な運用を図ることが必要です。(子ども政策課)</p> <p>・子どもが気軽に相談できるような相談窓口を設置する必要があります。(子ども発達支援課)</p> <p>・各学校において、いじめに対し早期対策が行えるよう、いじめの定義を確実に理解した上で、速やかに認知ができるよう学校を指導していくことが課題です。(指導室)</p>

施策4-③	
妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援	
目指す姿	妊娠期から育児までの各ライフステージに応じて切れ目のない支援が受けられることで、安心して出産を迎え、育児を行うことができ、多様なニーズに応える子育て支援体制が構築されています。

施策の現状と課題(前期基本計画)	方向性I 切れ目のない支援体制の確立
<p>・妊娠期から育児までの各ライフステージにおいて様々な取組を行っていますが、相談窓口の分かりにくさや、ライフステージの変わり目において担当部署や機関が変わることにより支援が途切れてしまうことを防ぐために、分かりやすく、つながりやすい相談窓口の設置や、関係部署や関係機関等において情報連携を行うことで、支援を途切れさせないための仕組みづくりが必要です。</p>	<p>関係機関との情報共有・連携の強化を図り、段階に応じた切れ目のない支援・相談体制の充実を図ります。また、子育て・福祉・教育が一体となった子育て・教育支援複合施設(ひだまりセンター)との連携を図る等、ライフステージや子どもの発達の程度に応じて、必要な支援が受けられる体制を整備します。</p>
→	↓
現状	課題
<p>・発達段階に応じた支援として、乳幼児健診、心理相談、心理経過観察グループ、ことばの相談、発達健診等を実施し必要に応じて児童発達支援センター等専門機関へつなぎ、切れ目のない支援と適切な療育の紹介を実施しています。(健康推進課)</p> <p>・ひだまりセンターでは、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センターがそれぞれ情報共有や連携を図り、発達や成長過程に応じた切れ目のない支援を行っています。(子ども発達支援課・教育支援課)</p> <p>・公立保育園及び私立保育園にて、発達等で気になる児童の保護者を対象に、専門医による親子面談を実施し、保護者の不安の解消や今後の保育の対応に寄与しています。(児童育成課)</p>	<p>・関係機関へ紹介後の状況把握ができない場合があり、保護者の不安の解消及び、適切な支援を提供するため、関係機関との情報共有・連携がより一層必要です。(健康推進課・児童育成課)</p>

<p>施策の現状と課題(前期基本計画)</p>		<p>方向性2 妊娠・出産・乳幼児期への支援の充実</p>
<p>・妊娠期から育児までの各ライフステージにおいて様々な取組を行っていますが、相談窓口の分かりにくさや、ライフステージの変わり目において担当部署や機関が変わることにより支援が途切れてしまうことを防ぐために、分かりやすく、つながりやすい相談窓口の設置や、関係部署や関係機関等において情報連携を行うことで、支援を途切れさせないための仕組みづくりが必要です。</p> <p>・近年、狛江市の合計特殊出生率は年々上昇傾向にあります。今後のニーズを予測した上で適切に対応するため、妊産婦とその家族が安心して出産を迎えることができるよう、育児支援ヘルパー派遣事業をはじめとした各種支援や精神面でのフォロー等、個々に応じた適切な支援をしていく必要があります。</p>	<p>→</p>	<p>妊産婦とその家族が安心して出産を迎えるために、各家庭の状況や構成に応じて、早期から必要な情報提供を行います。また、乳幼児健診や相談事業等の母子保健施策の運営や実施体制の強化を図り、妊産婦と乳幼児の健康を守り、健やかに成長・発達できる環境を整えます。</p>
	<p>↓</p>	
<p>現状</p>		<p>課題</p>
<p>・妊娠届出後の面談として、ゆりかご狛江を実施し、妊婦の状況把握に努め、必要に応じて情報提供や必要な窓口へつないでいます。初めての出産を迎える方には、ママパパ学級を実施し、必要な知識の啓発、相談窓口の案内等を行っています。乳幼児健診を実施し、健やかな成長の確認と、異常の早期発見、育児の相談を実施しています。必要に応じて、発育・発達をフォローする事業につなぎ、より専門的な相談を要する場合は、連携を図りながら、養育支援が必要と判断した家庭を訪問し、養育に関する指導、助言や必要な在宅サービスに繋ぐなどの支援を行っています。(健康推進課・子ども発達支援課)</p>		<p>・切れ目のない支援の一環として、母子保健と児童福祉の一体的相談を目指し、子ども家庭センターの効果的な運営を行うための工夫が必要です。(健康推進課)</p> <p>・保育所、幼稚園等に入園するまでの間の子どもの安全を守るため、一時保育や育児支援ヘルパーなどの家庭在宅サービスの拡充を図る必要があります。(子ども発達支援課)</p>
<p>参考指標</p>		
<p>・合計特殊出生率 【目標値(1.29)】 (H30) (R2) (R3) (R4) 1.24 → 1.28 → 1.26 → 1.22</p>		

施策の現状と課題(前期基本計画)

・妊娠期から育児までの各ライフステージにおいて様々な取組を行っていますが、相談窓口の分かりにくさや、ライフステージの変わり目において担当部署や機関が変わることにより支援が途切れてしまうことを防ぐために、分かりやすく、つながりやすい相談窓口の設置や、関係部署や関係機関等において情報連携を行うことで、支援を途切れさせないための仕組みづくりが必要です。

・近年、狛江市の合計特殊出生率は年々上昇傾向にあります。今後のニーズを予測した上で適切に対応するため、妊産婦とその家族が安心して出産を迎えることができるよう、育児支援ヘルパー派遣事業をはじめとした各種支援や精神面でのフォロー等、個々に応じた適切な支援をしていく必要があります。

・こまめ子育てねっとやSNSを活用して子育てに関する情報発信を適宜行っていますが、子育て世帯に必要な情報を届けるためには、利用者に確実に伝わる情報発信が求められます。また、子どもに係る各種手当、医療費の助成を通じて、子育て世帯の経済的負担の軽減も図っていますが、子どもの貧困が全国的に問題となっています。特に、ひとり親家庭については、時間のゆとりや経済的な余裕が少ない家庭も多く、それぞれの事情に沿った適切な支援を行っていく必要があります。



方向性3 子育て家庭への支援の充実

・一方的な情報発信ではなく、双方向のコミュニケーションや伝わる情報発信の工夫に努めるとともに、個々のニーズや困りごと等、それぞれの状況に応じた必要な情報の提供を行っていきます。

・困りごとを抱える子育て家庭に対して、経済的な負担の軽減や地域の中で安心して暮らし、子育てができるよう、アウトリーチの検討等を含めて各家庭に寄り添ったきめ細かな支援を行っていくとともに、関係部署と連携した適切な支援体制の充実を図ります。

・子育て世帯への相談窓口については、気軽に相談に来ることができるような相談窓口や相談員の配置等を工夫していくことで、子どもの発達も含めた各家庭が抱えるそれぞれの状況に応じた子育てへの悩みや不安等の軽減を図ります。また、子育てしやすい環境の整備に向けてワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。



現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期のゆりかご面談、子育て期の育児相談、こんにちは赤ちゃん事業では、産後うつ等の早期発見、早期支援や随時、専門職による電話、面談、訪問による個別支援を実施するなど顔の見える関係を構築し、気軽に相談できる体制を整えています。(健康推進課) ・スマートフォン・タブレット端末に対応した母子手帳アプリ「こまえファミリーby母子モ」を導入し、妊産婦と子どもの健康データの記録・管理や予防接種のスケジュール管理、出産・育児に関するアドバイスの提供、市が配信する地域の情報をお知らせする便利な機能が充実しているサービスを開始しています。(健康推進課) ・保育サービスを円滑に利用できるよう保育サービスコーディネーターを配置し、相談・情報提供を行っています。(子ども政策課) ・子育て中の方への情報発信ツールの一つとして、子育てポータルサイトの運用を行っています。令和6年2月にサイトをリニューアルし、子育て世代の価値観や生活スタイルの変化に合わせ、スマートフォンを中心として子育て世代により身近に寄り添えるコンテンツへの再構築を行いました。(子ども政策課) ・子どもの孤食を減らすとともに、安心できる居場所づくり及び保護者への子育て支援を目的として子ども食堂を運営している団体に運営費の補助を行っています。(子ども政策課) ・子育て中の親子の交流や子育てに関する不安等の解消のため、参加型等を含めた各種講座を開催しています。(子ども政策課) ・ひとり親家庭等学習支援事業を実施し、子どもの学習面、生活面に関する支援を行うとともに、居場所としての機能を持たせることで、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図っています。(子ども政策課) ・ひとり親家庭の経済的基盤を確保し、子どもの成長及び生活水準の保障等を図る養育費の継続的な確保を支援する養育費確保支援事業を実施しています。(子ども政策課) ・子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、小学生から中学生までの医療助成対象者の所得制限を撤廃します。(令和6年10月から)(子ども政策課) ・子ども家庭支援センターの子育てひろばでは、スタッフが利用者に積極的に声を掛けるなど気軽に相談しやすい環境づくりとともに、総合相談窓口では、子どもに関するあらゆる相談を受け付け、必要に応じて関係機関につないでいます。(子ども発達支援課) ・公立保育園での園庭開放や育児相談において、必要に応じて子育て家庭へ相談等を実施しています。(児童育成課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各家庭の課題が多様化しており、健康面だけではなく、社会的、経済的課題に対応できるよう、関係機関の連携がより一層必要です。(健康推進課) ・子育て中の親の不安感・負担感等を軽減するため、各種情報の提供などの親支援とともに、地域で子育てを支えていく取組を推進していく必要があります。また、ひとり親家庭については、時間のゆとりや経済的な余裕がない家庭が比較的多い可能性があることから、それぞれの状況に応じた適切な支援が必要です。(子ども政策課) ・高校生の医療助成対象者の所得制限廃止について、都内自治体の実施状況等を踏まえた検討が必要です。(子ども政策課) ・自分から相談できない又は相談したくてもひろばまで通うことができない家庭の相談支援方法の検討が必要です。(子ども発達支援課) ・在宅で子育てをしている場合でも孤立した育児の解消につながるよう、専門職がいる場で同世代と関わりながら成長できる機会の利用促進が必要です。(児童育成課)
参考指標	
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援センター総合相談窓口相談件数 (R3) (R4) 163 → 161 	

<p>施策の現状と課題(前期基本計画)</p>	<p>方向性4 保育環境の充実</p>
<p>・公立保育園2園の民営化や認可保育所受入定員数の増加等を行うことで、量の確保について一定程度の対策を行うとともに、保育の質の確保や効率化を図りました。しかしながら待機児が依然として発生している状況や女性の社会進出をより一層支援するため、保育園施設や、一時保育、病児保育・病後児保育等をはじめとした各種保育サービスの提供等において、量の確保のみではなく、質の充実という視点も持ちながら整備・見直しを図っていく必要があります。</p>	<p>→</p> <p>・今後の保育の需要見込みを予測した上で、待機児の解消に努めていくとともに、中・長期的な視点にも立った、保育施設のあり方を検討していきます。 ・一時保育、病児保育・病後児保育等をはじめとした各種保育サービスについては、利用者の目線に立ち多様なニーズに応えられるような制度設計を図ります。</p>
<p>↓</p>	
<p>現状</p>	<p>課題</p>
<p>・仕事を休めないなど体調の悪い子どもの面倒をみることができない際の預け先として、病児保育事業を実施しているほか、ベビーシッターへの補助事業として、訪問型病児・病後児保育利用料助成事業を実施しています。(子ども政策課)</p> <p>・保護者が出産や病気、子育てのリフレッシュをしたい時など、一時的に子どもを預かる一時保育を実施しています。(子ども発達支援課)</p> <p>・家庭的保育事業の小規模保育事業化及び弾力化運用によって定員増を行うほか、東京都のベビーシッター利用支援事業(事業者連携型)を実施しています。(児童育成課)</p> <p>・医療的ケア児の受け入れを開始し、「医療的ケア児の保育所受入れガイドライン」の見直しを行っています。(児童育成課)</p>	<p>・病児保育室の運営について、現事業者が高齢化しており、今後の事業者の確保が課題です。(子ども政策課)</p> <p>・一時保育の需要に応えるため、事業の拡充を図る必要があります。(子ども発達支援課)</p> <p>・引き続き待機児解消に向けて、柔軟に弾力化等を取り入れていく必要があるとともに、保育士不足の解消が課題です。(児童育成課)</p> <p>・こども誰でも通園制度の本格実施に向けて、保育施設のあり方の検討が必要です。(児童育成課)</p>
<p>参考指標</p>	
<p>・保育所入所待機児童数(人) 【目標値(0)】 (H30) (R2) (R3) (R4) 68 → 31 → 18 → 18</p>	

施策4-④	
学校教育の充実	
目指す姿	未来を担う児童・生徒一人ひとりが、地域や社会との関わり合いを持つことができ、自ら主体的に学び、考え、それぞれの個性を伸ばすことができる教育環境が整備されています。

施策の現状と課題(前期基本計画)		方向性！生きる力をはぐくむ教育の充実
<p>・「第2期狛江市教育振興基本計画」に基づき、これからの社会に生きる確かな学力をはじめ、人権の尊重や体力向上、国際理解教育、情報教育の推進等を進めています。社会的意思決定を学ぶことを目的に「狛江市総合的な主権者教育計画」を全国で最初に策定したことから、その視点を活用した教育の提供も行っていく必要があります。また、障がいの有無や国籍等にかかわらず、全ての児童・生徒が個々に応じた教育を受けられるような体制の整備が必要です。学校図書館についても、市立図書館との連携等、学びの機能としての更なる活用が求められています。</p>	→	<p>・狛江が持つ教育資源を活かした狛江らしい教育の質の向上という視点を踏まえ、これからの社会を生きる力をはぐくむとともに、地域や社会との関わり合いの中で、児童・生徒が社会の一員であることを自覚し、夢と志を持ち、自らの可能性に挑戦するために必要な力の育成に取り組みます。</p> <p>・次世代に活躍できる人材の育成を図るために、ICT教育の推進やグローバルな人材の育成を図ります。また、学校図書館の活用を図り、児童・生徒の学びを支えます。</p>
現状	↓	課題
<p>・各学校で道徳教育年間指導計画に基づき、学校全体で道徳教育に取り組んでいます。また、年3回以上のいじめ防止に関する授業やSOSの出し方に関する教育等、いじめの理解や生命の尊さを学ぶ授業を展開しています。また、オンラインでWEBQUを実施し、活用方法や児童・生徒への具体的なアプローチ方法についてコンサルティングを実施しました。(指導室)</p>		<p>・不登校児童・生徒を増やさないためにも、魅力ある学校づくりを支援することや、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の在り方の検討が必要です。(指導室)</p>
参考指標		
<p>・自分には良いところがあると感じている児童・生徒の割合(%) 【目標値(小6:90.0 中3:90.0)】 (H30) (R2) (R3) (R4) 小6 85.2 → 89.3 → 81.2 → 83.4 中3 83.1 → 77.6 → 81.8 → 83.3</p>		

施策の現状と課題(前期基本計画)

・「第2期狛江市教育振興基本計画」に基づき、これからの社会に生きる確かな学力をはじめ、人権の尊重や体力向上、国際理解教育、情報教育の推進等を進めています。社会的意識決定を学ぶことを目的に「狛江市総合的な主権者教育計画」を全国で最初に策定したことから、その視点を活用した教育の提供も行っていく必要があります。また、障がいの有無や国籍等にかかわらず、全ての児童・生徒が個々に応じた教育を受けられるような体制の整備が必要です。学校図書館についても、市立図書館との連携等、学びの機能としての更なる活用が求められています。

・いじめを背景とした、児童・生徒の生命や身体に重大な支障をきたす痛ましい事案が、各地で未だに発生しています。狛江市においては、いじめ防止基本方針に基づき、各学校や関係機関と連携した取組を行っているほか、hyper-QUの活用により、いじめ、不登校の予防やその支援に取り組んでいます。いじめの防止や不登校への支援を行うために、関係機関と連携した早期の発見や児童・生徒一人ひとりが互いに尊重し合える学校・地域づくりが必要です。

・自閉症・情緒障がいの児童・生徒を対象として巡回指導を行う特別支援教室を市内の全小・中学校で実施しています。平成30(2018)年度に小学校に自閉症・情緒障がい固定学級を設置しましたが、その卒業後の進路を確保していくことが必要です。また、就学相談については増加傾向にあり、必要とする支援は多様化しています。今後は、支援が必要な児童・生徒への支援体制の充実や様々な主体との連携を更に図っていく必要があります。

方向性2 個々に応じた教育の推進



・誰もが地域の学校の中で自分らしい生活が送れるよう、障がいの有無や外国籍の児童・生徒を含めて必要な支援を実施するとともに、居場所づくりを進めます。

・いじめを生まない、許さない学校づくりや地域づくりを行うため、多様性を認め合う等、児童・生徒へ人権教育をはじめとした必要な教育を行います。教員の研修等の充実を図るとともに、地域や家庭とも連携し、子どもが気軽に相談しやすい相談体制の確立に努めます。また、教育支援センターの開設を踏まえ、関係機関等と連携した不登校児童・生徒の早期発見や支援を図るとともに、居場所づくりを進めます。

・特別支援教育については、就学前から就学後も切れ目のない支援を図るため、必要な支援体制の整備を図ります。また、教育支援センターの開設を踏まえ、就学相談の充実を図るとともに、子育て・教育支援複合施設(ひだまりセンター)内や学校等の関係部署間での連携を図り、丁寧な支援を行っていきます。



現状	課題																				
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度から合理的配慮のもと小学校で医療的ケア児の受入れを開始しました。(教育支援課) ・令和3年度に狛江第三中学校に自閉症・情緒障がい固定学級を設置し、狛江第三小学校あおば学級の卒業後の進路を確保しました。(教育支援課) ・子どもや保護者が気軽に相談できるよう小学校に臨床心理士等の資格を持つスクールカウンセラー・専門教育相談員、発達とことばの相談員を、中学校にスクールカウンセラーを派遣しています。(教育支援課) ・就学前から就学後の切れ目ない支援を図るため、児童発達支援センターに通う児童について教育支援センターに引継ぎを行っています。(子ども発達支援課) ・狛江市の全教員を対象とした人権教育研修会を実施し、教員の人権意識の向上に努め、特別支援教育研修会を3講座開催し、全教員が自身の課題に応じた内容を選択し、受講しました。日本語指導が必要な児童・生徒に対し、言語による日常生活の困難さを解消するため、日本語指導員を派遣しました。(指導室) 	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮のもと一人一人に合った教育環境を整備するため医療的ケア児に対し早期に就学相談を実施する必要があります。(教育支援課) ・フリースクールや子どもの居場所を運営する法人と連携をしながら、不登校児童・生徒一人一人に合った教育の場を提供していくことが求められます。(教育支援課) ・人権教育及び特別支援教育研修についてはより受講者のニーズに応じた内容を立案することが課題であり、日本語指導を受けている児童・生徒は増加傾向にあるため、日本語指導の体制の見直しや人材確保等が課題となっています。(指導室) 																				
<p>参考指標</p>																					
<p>・満足型学級出現率(%) 【目標値(小学校:70.0 中学校:40.0)】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>(H30)</td> <td>(R2)</td> <td>(R3)</td> <td>(R4)</td> <td></td> <td>(H30)</td> <td>(R2)</td> <td>(R3)</td> <td>(R4)</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>63.80</td> <td>→ 82.3</td> <td>→ 70.1</td> <td>→ 65.5</td> <td>中学校</td> <td>36.58</td> <td>→ 50.0</td> <td>→ 27.5</td> <td>→ 40.5</td> </tr> </table>			(H30)	(R2)	(R3)	(R4)		(H30)	(R2)	(R3)	(R4)	小学校	63.80	→ 82.3	→ 70.1	→ 65.5	中学校	36.58	→ 50.0	→ 27.5	→ 40.5
	(H30)	(R2)	(R3)	(R4)		(H30)	(R2)	(R3)	(R4)												
小学校	63.80	→ 82.3	→ 70.1	→ 65.5	中学校	36.58	→ 50.0	→ 27.5	→ 40.5												

<p>施策の現状と課題(前期基本計画)</p>	<p>方向性3 安心・安全な学校生活のための基盤整備</p>
<p>・いじめを背景とした、児童・生徒の生命や身体に重大な支障をきたす痛ましい事案が、各地で未だに発生しています。狛江市においては、いじめ防止基本方針に基づき、各学校や関係機関と連携した取組を行っているほか、hyper-QUの活用により、いじめ、不登校の予防やその支援に取り組んでいます。いじめの防止や不登校への支援を行うために、関係機関と連携した早期の発見や児童・生徒一人ひとりが互いに尊重し合える学校・地域づくりが必要です。</p> <p>・学校、警察、保護者の協力のもと、通学路合同点検を行う等、地域と連携した取組を行っています。各地で登下校時における悲惨な事件・事故が発生していることから、更なる安全の確保が求められています。また、中学校給食センターを平成27(2015)年5月に開設する等、学校給食の安心で安全な提供に努めています。学校施設については、公共施設整備計画に基づき計画的に改修を行っていますが、経年劣化が進んだものについても、計画的に修繕していく必要があります。</p>	<p>→</p> <p>・学校、家庭、地域と連携して、児童・生徒の見守りや事件・事故の防止や安全の確保等、支援体制の充実を図ります。</p> <p>・安心で安全な給食を提供していくとともに、狛江産農産物の活用等、児童・生徒が食に関心を持つきっかけづくりを行います。</p> <p>・児童・生徒の安全を最優先に、経年劣化による修繕や安心・快適に生活できる施設の維持に向けて、長期的な視点に立った計画的な改修を行います。</p>
<p>↓</p>	
<p>現状</p>	<p>課題</p>
<p>・防犯協会と連携した青色防犯パトロールや町会・自治会で実施している安心安全パトロールの実施とともに、町会・自治会等による防犯カメラの設置、設置した防犯カメラに係る電気料等に対する補助金の交付等、犯罪の抑止、地域の防犯体制の充実に努めています。(安心安全課)</p> <p>・市内に設置した通学路防犯カメラの適切な維持管理、通学時間帯の通学路の見守りや通勤途中にパトロール等を行う学校安全ボランティア活動を行っています。(学校教育課)</p> <p>・給食については、狛江市の地場野菜を活用した「こま井」リレー、「えだまめアイス」の提供や市民まつりでの試食会等を通じて食に関心を持つきっかけづくりを行っています。また、公共施設整備計画に基づき、各学校の状況に応じて改修工事を行いました。(学校教育課)</p> <p>・各学校においてSNSトラブル防止に資する指導を外部機関と連携を図りながら実施しました。また、避難訓練等、災害安全の教育を計画的に実施し、生活指導主任会において、学校における事件・事故、安全教育に係る内容を共有しました。(指導室)</p>	<p>・犯罪の抑止力をより一層高めるためにも、青色防犯パトロールや町会・自治会で実施している安心安全パトロールの更なる推進が必要です。(安心安全課)</p> <p>・一方で、青色防犯パトロール等のメンバーの固定化、高齢化が課題となっています。(安心安全課)</p> <p>・学校安全ボランティア登録者について、引き続き担い手の確保に努めていく必要があります。(学校教育課)</p> <p>・地場野菜の活用など試食会等について、小規模であっても幅広い周知に努めていく必要があります。(学校教育課)</p> <p>・各学校の老朽箇所に加え、学校要望にも対応しながら、学校運営に支障が出ないよう、学校との調整により改修を進めていく必要があります。(学校教育課)</p> <p>・学校からの怪我の報告が令和2年度が60件、令和3年度は110件、令和4年度が145件と増加しており、「生活安全」及び「交通安全」の指導を強化する必要があります。(指導室)</p>
<p>参考指標</p>	
<p>・通学路防犯カメラ設置件数(台) (R2) (R3) 10 → 10 通学路全体で60台配置</p>	